

# らせ

## 社会福祉事業のサービスに関する苦情解決制度

社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応する「苦情申出窓口」が設けられるようになりました。

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。詳細については、各保育園など社会福祉施設にお問い合わせください。

## 農振農用地区域除外申請の受付

1月15日(月)から2月28日(水)までの間、農振農用地区域からの除外申請を受け付けます。

今後2年以内に農地を農地以外に利用する具体的な計画がある方は、農用地区域変更申請書に必要書類を添付して市産業観光課に提出してください。申請書は産業観光課に備えてあります。

なお、申請されても除外されない場合があります。

問合せ先 市産業観光課 農林振興担当

## 人権擁護委員委嘱

平成12年12月1日付けをもって、法務大臣から小林一夫さん(四日市場1,057-1)と山本正子さん(上谷4-8-8)に対し、人権擁護委員の委嘱が発令されました。

人権擁護委員は、子供の人権問題や老人問題、また経済事情の急激な変動や社会の複雑化に伴う外国人問題など、地域住民の人権と人権思想の普及高揚のため、毎月20日市役所にて相談を受け付けています。相談は一切無料で、秘密は守られます。お気軽にお出かけください。

## 電話予約で税証明を休日発行

多様化する市民の皆さんのニーズにこたえるため、平日市役所に来て税証明の交付を受けられない皆さんのために、平成13年1月1日から電話予約により証明書を作成し、土・日・祝日などの閉庁日に証明書を発行することになりました(住民票・印鑑登録証明書についても平成12年1月1日より電話予約を実施しています。詳しいことについては、市民生活課 窓口担当にお問い合わせください)。

この電話予約による交付は、個人の人権を第一優先とするため、本人からの請求若しくは、同一世帯の親族の方に限らせていただきます(それ以外の方の請求は受けられません)。予約に関する手続きは、次のとおりです。

★ 交付が受けられる証明書は？

1. 納税証明書  
(軽自動車の納税証明書も含まれます)
2. 土地・家屋評価証明
3. 土地・家屋資産証明

★ 電話予約の受付はどこですか？

市役所税務課市民税担当にて、平日の午前8時30分～午後5時の閉庁日に予約してください。

★ 受け取れる(証明書が交付される)場所は？

市役所の日直室にて、午前8時30分～午後4時の間に交付します。  
※日直室へは、市役所裏側の入り口よりお入りください。

4. 土地・家屋公課証明
5. 所得証明
6. 課税証明
7. 児童手当用課税証明

★ 受け取りに行く人は？

電話予約した本人若しくは同一世帯の親族の方

★ 受け取る際に持参するものは？

◆ 本人と確認できるもの  
(運転免許証・パスポートなど本人の写真が貼ってあるもの)

◆ 手数料  
(予約時に金額をお知らせします。つり銭のないようにお願いします)

## 給与支払報告書はお早めに

給与支払報告書は、1月31日が提出期限となっていますので、よろしくお願ひします。

なお、ご存知のように2月16日から所得税、市・県民税の申告が始まりますので、できるだけ早期の提出をお願いします。

また、青色専従者給与を支払っている場合についても、専従者給与支払報告書の提出義務がありますので、忘れずに、提出してください。

## 償却資産の申告

事業用資産の所有者は、毎年1月1日現在をもって償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は1月31日までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、申告用紙のない方は税務課資産税担当へ請求してください。

## 家屋の取り壊し届出書の提出はすみしましたか？

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されますが、家屋の取り壊し届出書の提出がないと課税される場合があります。

次のような場合は「家屋取り壊し届出書」を1月31日までに税務課へ提出してください。

- ・ 建物を壊し、滅失登記が済んでいないとき
  - ・ 未登記家屋を、取り壊したとき
- なお、届出書の用紙は、税務課に用意してあります。

## 所得税/事業税市・県民税共同説明会

日時 2月7日(水)  
午後1時～3時  
場所 市役所3階大会議室

問合せ先 税務課